

令和8年度犬山市スポーツ表彰審査委員会会議録

- 1 機関の名称
犬山市スポーツ表彰審査委員会
- 2 開催日時
令和8年4月30日（木） 午後3時00分から午後4時00分まで
- 3 開催場所
犬山市役所 本庁舎401会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員（委員長）竹内正信
（委員）佐曾利吏佐、高木順二、永濱奈穂、保浦正幹、鶴田毅
 - (2) 事 務 局 加藤教育部長
（スポーツ交流課）坂野課長、吉野主任主査、河村主事
- 5 議題
令和8年度犬山市スポーツ賞被表彰者の選定
- 6 傍聴人の数
0人
- 7 協議事項
 - (1) 令和8年度犬山市スポーツ賞被表彰者の選定及び審査（特別賞）
犬山市スポーツ賞受賞候補者推薦調書の提出があった特別賞7件について、事務局から資料を用いて説明。

(出席委員全員賛成により承認)
 - (2) 令和8年度犬山市スポーツ賞被表彰者の選定及び審査（優秀賞）
犬山市スポーツ賞受賞候補者推薦調書の提出があった優秀賞43件について、事務局から資料を用いて説明。そのうち確認事項を含む2件について、事務局から詳細に説明。

【確認事項①】市内在住・在勤・在学要件について
事 務 局：今回の候補者の中に、他県の学校に在籍している者が含まれているが、大会開催時点で犬山市に住民登録がされているため、市内在住の要件を満たしているとの判断で候補者として挙げている。このような事案については、前回のスポーツ表彰審査委員会にて、「大会出場時に市内に住民登録があることを判断基準とすることが妥当である」との意見や、「広くスポーツを頑張っている人を応援できるよう、親が犬山市民の未成年や扶養をされている場合は例外的に認めてもよいのではないか」との意見もあり、「いずれにしても明文化すべき」とのご意見をいただいたため、今回事務局で検討を行った。住民登録は、世帯の主たる居住地として登録しているものであり、一方で扶養の有無を要件として厳密に判断することは難しいため、事務局としては、あくまで大会開催時点における住民登録で判断すべきと考えている。これを明文化するため、犬山市スポーツ表彰要領第2条第1～3号「市内在住・在勤・在学」の用語の定義の各項目に「大会出場時」との記載の追加を行った。こうした判断について、委員の皆様のご意見を伺いたい。
委 員：前回の審査の際には基準が曖昧だった。今回の定義づけは、妥当であると考えている。

(出席委員全員賛成により承認)

様式第2（第5条関係）

【確認事項②】部活動の地域展開に伴う”地域クラブ”の取り扱いについて

事務局：今回の候補者の中に、昨年度、部活動の地域展開に伴って発足した、中学校の部活動を母体とする”地域クラブ”が含まれている。現在犬山市では、課外活動の多様化への対応や教員の働き方改革の一環として、これまで学校が主体となって運営してきた部活動を、地域単位の取り組みとする「部活動の地域展開」が進められている。昨年度はその移行期であり、当該事例について、大会エントリー時は地域クラブの発足前であったことから、大会には部活動として登録されている。聞き取りにより、上位大会の開催時には”地域クラブ”として出場していることを確認した。地域クラブの取り扱いについては、犬山市スポーツ表彰要綱第3条第2項第5号に「愛知県大会に市内中学校の部活動として出場し、かつ3位以内に入賞した団体」との記載があり、第7号に「前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体」についても受賞対象とする内容の記載があることから、犬山市スポーツ表彰要綱第3条第2項第5号と同等の功績とする第7号に該当すると、事務局としては判断している。こうした判断について、委員の皆様のご意見を伺いたい。

委員：妥当な判断であると考え。しかし、来年度7月の大会をもって犬山市の部活動はなくなるため、要綱要領等の「部活動」の記載については、変更が必要である。現在の「部活動」に代わる団体としては、教育委員会が認める「認定地域クラブ」が該当するのではないか。

委員：今後、”地域クラブ”が表彰の対象から漏れることはないという認識で良いか。

事務局：認定地域クラブに関しては、部活動に代わるものであり、表彰の対象との認識である。要綱等の改正を行い、明確化する。

（出席委員全員賛成により承認）

委員長：優秀賞43件について、承認することに異議はあるか。

（出席委員全員賛成により承認）

以上の審議内容について、出席委員全員の承認により市長へ答申を行う。